

# スマホに潜む危険

便利なスマホ。けれど、  
使い方を誤ると…。



## ネットいじめにつながります

- ◇ 悪口・誹謗中傷・嫌がらせの書き込み
- ◇ 軽い気持ちの発言や不用意な発言の書き込み
- ◇ 「チェーンメール」を送信する・回す

## 犯罪の被害者・加害者になるかもしれません

- ◇ 自分の裸を撮影して、送信する（自画撮り被害）
- ◇ 個人情報を書き込む
- ◇ 知らない人からの誘いに乗って会う
- ◇ ワンクリック詐欺・架空請求
- ◇ 他人のID・パスワードでのアクセス
- ◇ なりすましメール
- ◇ 犯罪予告などの過激な書き込み
- ◇ 違法なダウンロード・アップロード
- ◇ 有害サイト・危険サイトの閲覧  
(アダルトサイト・危険ドラッグ・振り込め詐欺の受け子の斡旋 等)

## 長時間の使用は生活へ影響を及ぼします

- ◇ スマホがないと不安で手放せない
- ◇ 学習や睡眠時間の減少
- ◇ 「歩きながら」「自転車に乗りながら」で事故
- ◇ 視力の低下

## 利用しすぎると高額になってしまいます

- ◇ ネットショッピング
- ◇ ゲームや音楽などのダウンロード、課金

タップする前に、ひと呼吸！確認！

# 保護者の皆様へ

## スマホの非行・ 有害情報から 子供を守りましょう



- 子供にスマートフォンを使わせる際には、使用状況の確認とフィルタリングを！
- スマートフォンの使い方について、家族でルールを決めましょう！

### 埼玉県青少年健全育成条例

携帯電話  
事業者・  
契約代理店

スマートフォンのフィルタリング  
等についての説明義務

保護者

携帯電話事業者の説明を聴く義務

埼玉県

事業者や保護者等の取組への協力義務

詳しく知りたい方は

### 本リーフレット制作に協賛をいただいた団体

- (一社) 日本アミューズメント産業協会
- 生活衛生同業組合 埼玉県映画協会
- 埼玉県カラオケ業防犯協力会
- 埼玉県小売酒販組合連合会 ● 埼玉県書店商業組合
- 埼玉県たばこ商業協同組合連合会
- 埼玉県販売防犯連絡協議会 ● 埼玉県ボウリング場協会
- 埼玉県業事団体連合会

## 彩の国 埼玉県

(お問い合わせ先)

埼玉県 県民生活部 青少年課

電話：048-830-2904 FAX：048-830-4754

詳しく知りたい方は

未来を担う君たちへ

# 今の自分を 大切にしよう



あなたを信じる人がいます。  
あなたの幸せを願う人がいます。



埼玉県マスコット  
「コバトン」 「さいたまっち」

## 万引き・自転車泥棒は絶対にしません

- ◆万引き・自転車泥棒は犯罪です。(窃盗)  
窃盗は、「10年以下の懲役」または「50万円以下の罰金」です。
- ◆万引き・自転車泥棒を目撃したら、店舗または警察に知らせましょう。

埼玉県・埼玉県教育委員会・埼玉県警察本部  
青少年育成埼玉県民会議 



あなたを信じる人がいます。  
あなたの幸せを  
願う人がいます。



## ✕ JK ビジネス※には かかりません



- ◆問題のないアルバイト先に見せかけています。
- ◆児童買春等の被害にあってしまうことが目立っており、軽い気持ちでかわることは危険です。

※ JK ビジネス：女子高校生等によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業のこと

## ✕ インターネットの情報には 気を付けます



- ◆ウソの情報を信じてしまうと犯罪に巻き込まれることがあります。
- ◆有害な情報も多く、性や暴力等に関する過激な描写、誤った情報や知識が多く含まれています。

# 夜遊び・深夜徘徊は 危険がいっぱい!

はい かい

平成 29 年中に深夜徘徊で  
補導された少年の数

16,750 人  
(埼玉県警察調べ)

- ◆非行グループに誘われる危険
- ◆暴力や恐喝などの犯罪被害にあう危険
- ◆性的被害にあう危険
- ◆違法な薬物を勧められる危険

※青少年の深夜外出は、埼玉県青少年健全育成条例により制限されています。



## ✕ タバコは吸いません お酒は飲みません



- ◆脳や身体の成長に悪影響を及ぼします。
- ◆将来、生活習慣病の危険が高まります。

## ✕ 薬物の誘いは 絶対断ります



- ◆一度の使用でやめられなくなってしまう。
- ◆健康に重大な影響を及ぼします。
- ◆薬物欲しさに犯罪に手を染めてしまいます。

## ✕ 振り込め詐欺には かかりません



- ◆振り込め詐欺の受け子※も犯罪です。  
※被害者から直接お金を受け取る役
- ◆「簡単に稼げる」など甘い言葉で誘ってきます。

## ✕ 自転車のルールとマナーを 守り安全運転をします

- ◆スマホを操作しながらの運転やイヤホンをつけての運転は違反です。
- ◆自転車の過失運転による事故は、刑事責任や賠償責任を問われます。
- ◆平成 30 年 4 月から条例により自転車損害保険への加入が義務付けられています。